

静岡県告示第673号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年10月4日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 榛原郡川根本町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
11月7日(月)	午前11時～午後3時	川根本町文化会館	川根本町東藤川909-1
11月8日(火)	午前11時～午後3時	川根本町役場総合支所	川根本町千頭1183-1
11月9日(水)	午前11時～午後3時	徳山コミュニティ防災センター	川根本町徳山1369
11月10日(木)	午前11時～午後2時	川根本町役場本庁舎	川根本町上長尾627

検査区域 牧之原市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
11月28日(月)	午前10時30分～正午	牧之原区民センター	牧之原市東萩間2785
	午後1時30分～午後3時	ハイナン農協萩間支店	牧之原市黒子188-1
11月29日(火)	午前11時～午後3時	牧之原市地頭方原子力防災センター	牧之原市新庄297-1
11月30日(水)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所相良庁舎	牧之原市相良275
12月1日(木)	午前10時30分～午後3時		
12月2日(金)	午前10時30分～正午	ハイナン農協西部営農経済センター	牧之原市菅ヶ谷872-2
12月5日(月)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所相良庁舎	牧之原市相良275
12月6日(火)	午前10時30分～午後2時	勝間田会館	牧之原市勝間246-1
12月7日(水)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所榛原庁舎	牧之原市静波447-1
12月8日(木)	午前10時30分～午後3時		
12月9日(金)	午前10時30分～正午		

検査区域 榛原郡吉田町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
12月12日(月)	午前10時30分～午後3時	学習ホール駐車場	吉田町住吉1567
12月13日(火)	午前10時30分～午後3時		
12月14日(水)	午前10時30分～正午		

検 査 区 域 榛原郡川根本町、牧之原市、榛原郡吉田町

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和4年11月14日から令和4年11月25日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会